

働きやすい職場づくりを 県が支援します!!

～みやざき雇用良質化推進事業補助金～

* 「良質な労働条件」で新たに正社員を雇用する事業者に対し、採用活用や人件費等の一部を補助する県の事業です。

補助対象経費

良質な労働条件による
新規正規社員の人件費



雇用環境改善に
要する経費



採用活動経費



良質な労働条件による
新規正規社員人材育成
経費



補助の概要や要件等の詳細は
裏面又は県庁ホームページを御参照ください。

宮崎県 みやざき雇用良質化推進事業補助金



(問い合わせ先)

宮崎県総合政策部産業政策課

電話 (0985) 26-7052

FAX (0985) 26-0047

E-mail sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp



みんなで宮崎を元気に!

ジモミヤラブ

みやざき雇用良質化推進事業補助金の概要

補助対象経費

1 人材確保・雇用良質化に要する経費

【補助率・上限額】

1事業者あたり 3分の2以内 上限110万円

(1) 採用活動に要する経費

求人広告（サイト）掲載料、合同説明会等出展料、採用活動に要する旅費等

※ 職業紹介手数料等は対象外とする。

(2) 雇用環境改善に要する経費

労働条件改善（給与水準、就業規則の見直し等）や働き方改革に係る専門家招へい（謝金、旅費等）等

(3) その他知事が必要と認める経費

2 良質な労働条件での雇用に要する経費

【補助率・上限額】

1事業者あたり 3分の2以内 上限120万円

(1) 良質な労働条件により新たに正社員を雇用した者の人件費

給料、諸手当、社会保険料。ただし、賞与は除く。

(2) 良質な労働条件により新たに正社員を雇用した者の人材育成経費

セミナー出席に係る受講料、旅費等

主な要件

1 下記①から③までの1項目以上を満たす「良質な労働条件」で、新たに正社員を1名以上雇用すること。

(注) 補助対象期間終了後に、良質な労働条件で新たに正社員が雇用できなかった場合、補助対象経費の「2 良質な労働条件での雇用に要する経費」は、支給対象になりません。

① 補助対象期間において、実際に労働する時間が、月平均160時間以下であること

⇒ 定時退社の徹底や有給休暇の取得促進などにより、月平均160時間以下になる場合を含む。

② 補助対象期間において、実際に出勤する日数が、月平均19日以下であること

⇒ 有給休暇の取得促進などにより、月平均19日以下になる場合を含む。

③ 補助対象期間における所定内給与額※が、月平均221,800円以上であること

(※) 超過労働給与額を除く労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額（所得税、社会保険料などを控除する前の額）とする。

2 次の業種のいずれかに該当すること

ア フードビジネス分野

農業(標準産業分類番号01)、食料品製造業(同09)、飲料・たばこ・飼料製造業(同10)、生産用機械器具製造業(同26)

イ 医療機器分野

業務用機械器具製造業(標準産業分類番号27)、プラスチック製品製造業(同18)、ゴム製品製造業(同19)、非鉄金属製造業(同23)、金属製品製造業(同24)

ウ 輸送機器分野

輸送用機械器具製造業(標準産業分類番号31)、プラスチック製品製造業(同18)、ゴム製品製造業(同19)、非鉄金属製造業(同23)、金属製品製造業(同24)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(同28)、電気機械器具製造業(同29)、木材・木製品製造業(同12)

エ 情報通信分野

情報サービス業(標準産業分類番号39)、インターネット附随サービス業(同40)、情報通信機械器具製造業(同30)

オ 観光分野

宿泊業(標準産業分類番号75)、道路旅客運送業(同43)、運輸に付帯するサービス業(同48※その他の運輸に付帯するサービス業に限る)、物品賃貸業(同70※自動車賃貸業に限る)、その他の生活関連サービス業(同79旅行業に限る)、娯楽業(同80※スポーツ施設提供業、公園・遊園地に限る)

3 その他、「みやざき雇用良質化推進事業補助金募集要領」に記載されている要件を満たすこと

さらに詳しいことについては、県庁HPに掲載している「令和2年度みやざき雇用良質化推進事業補助金募集要領」を御確認ください。

お問合せ先

宮崎県総合政策部産業政策課企画推進担当

☎ (0985) 26-7052